

# 審 査 基 準

年 月 日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第108条の4第1項
処 分 の 概 要：指定講習機関の指定
原権者（委任先）：都道府県公安委員会（方面公安委員会）
法 令 の 定 め：道路交通法第108条の4第1項、第2項及び第3項（指定講習機関） 指定講習機関に関する規則第1条（指定講習機関の指定）、第2条（指定の申請）、第5条（運転適性指導員）、第6条（取消処分者講習を行う指定講習機関の基準）、第7条（運転習熟指導員）、第8条（初心運転者講習を行う指定講習機関の基準）
審 査 基 準：指定講習機関の指定の基準は、別紙のとおり。
標 準 処 理 期 間：各都道府県警察の実情に応じた期間を定める。
申 請 先：
問 い 合 わ せ 先：
備 考：